

会 議 録

| 令和5年度第2回宮古島市教育委員会（定例会） | | |
|------------------------|---|------|
| 日 時 | 令和5年5月25日（木） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時17分 | |
| 場 所 | 宮古島市役所 3階 会議室① | |
| 出席 委員名 | 教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠祐 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子 | |
| 事務局員 | (教 育 部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：天久 珠江 (教育総務課) 課長：平良 文太郎 課長補佐：古謝 勝広 総務係長：我如古 千佳枝 | |
| 説明員 | (学 校 教 育 課) 課長：与那覇 周作 指導係長：伊川 晶子 (生涯学習振興課) 課長：梶原 健次 (教 育 総 務 課) 課長：平良 文太郎 (教 育 施 設 課) 課長：平良 邦明 | |
| 議案等 | 件 名 | 結 果 |
| 承認事項 | 会議録署名委員の指名について | 承認 |
| 報 告 | 会議録の承認について（令和5年度第1回教育委員会（定例会）） 教育長報告 | 承認 |
| 議案第5号 | 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 宮古島市学習等供用施設条例の廃止について | 原案可決 |
| 議案第7号 | 宮古島市学習等供用施設条例施行規則の廃止について | 原案可決 |
| 議案第8号 | 令和5年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第2号） 予算要求について | 原案可決 |
| そ の 他 | | |

会 議 録

| | |
|-------|--|
| 大城教育長 | <p>これより令和5年度第2回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1会議録署名委員の指名についてです。本日の会議録署名委員に前泊直子委員を指名します。よろしく申し上げます。</p> |
| 大城教育長 | <p>次に日程第2会議録の承認です。 令和5年度第1回定例会の教育委員会会議録です。 しばらく時間をおきますので確認をお願いいたします。</p> <p>ご意見、質疑などありましたらお願いいたします。</p> <p>会議録についてご質問などはありませんか。 (質疑なし)</p> <p>それでは、令和5年度第1回定例会教育委員会会議録について承認としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、日程第2「会議録の承認」については、承認といたします。</p> |
| 大城教育長 | <p>次に日程第3、教育長報告です。事務局から説明をお願いします。 それでは事務局からご説明を申し上げます。</p> <p>(資料を読み上げて説明)</p> <p>説明が終わりました。 質疑などございましたらお願いいたします。 特にございませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、教育長報告については承認といたします。</p> |
| 大城教育長 | <p>次に日程第4、議案第5号、宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正についてです。 それでは、説明をお願いします。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>学校教育課 伊川係長</p> | <p>学校教育課指導係の伊川と申します。よろしくお願ひします。 議案第5号、宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正についてご説明いたします (資料に基づき説明)</p> |
| <p>大城教育長</p> | <p>説明が終わりました。 お手元の資料を確認していただいて、質疑などございましたらお願ひいたします。次の4ページ、5ページ、6ページ、7ページまで新旧対照表もございますので、こちらも併せてご覧になりながら、ご質問などありましたら、お願ひいたします。 ご質問はございませんか。</p> |
| <p>学校教育課 伊川係長</p> | <p>追加の説明をしてもよろしいですか。 (追加の説明)</p> |
| <p>大城教育長</p> | <p>ご質問はございませんか。</p> |
| <p>前泊委員 学校教育課 伊川係長</p> | <p>委員会の中で、外国語指導助手は何人ですか。 指導助手は、ALT ですよ。</p> |
| <p>前泊委員 学校教育課 伊川係長</p> | <p>はい。 7人おります。現在3名が男性、4名が女性となっております。 皆さん20代から30代前半です。</p> |
| <p>前泊委員 学校教育課 伊川係長</p> | <p>もう一点です。新旧対照表で5ページ、いただいている資料の5ページ、夏季休暇のところですね。第14条の(5)、来日日となっているんですけど、これは発令した日とかではなくて、来日日になるわけですか。 ALTの任用は、通常8月から契約が開始になりまして、JETプログラムといひまして、国際交流事業関係のもので、8月から次年度の7月までの契約1年という周期になっております。ただ任用の都合上、どうしても年度で区切るといふ形になってしまいますので、そうするとALTは夏休みが、他の会計任用さ</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>前泊委員</p> <p>大城教育長</p> | <p>んと比べて不利な条件になっていくというところがありますので、来日日を6月前に来日している場合は、きちんと前年度からいるというところで5日間差し上げる。</p> <p>7月以降ということは、新規で入ってくるALTになりますので、その間であれば、他の会計任用さんと同じように3日という形になります。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、原案のとおり可決してよろしいでしょうか？</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議案第5号、宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決いたします。</p> |
| <p>大城教育長</p> | <p>次に、日程第5 議案第6号から日程第7 議案第8号の3件につきましては、宮古島市議会6月定例会に提出予定の案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、議案第6号から議案第8号の3件の審議は秘密会にすることに決定いたしました。関係者以外は退席をお願いします。</p> <p>(秘密会につき会議録省略)</p> <p>ここで秘密会を解きます。</p> <p>日程第5 議案第6号 宮古島市学習等供用施設条例の廃止について、日程第6 議案第7号 宮古島市学習等供用施設条例施行規則の廃止について、日程第7 議案第8号 令和5年度宮古島市一般会計(教育委員会)補正予算(第2号) 予算要求についての3件につきましては可決されました。</p> |

| | |
|-------|--|
| 大城教育長 | 次に日程第8 「その他」で何かありますか。 |
| 平良委員 | <p>さきほどタブレットで資料などを見たらどうかという話があったんですが、例えば、今日の第5号議案に提案理由とか、またほかに、一部改正の理由とかが入っていて、ちょっと重複する部分もあったりしますので、それは1枚のペーパーにまとめてもらうとか、いつも必ず資料の後ろの方に新旧対照表が出ていても、現行の資料がのっているという状況があるので、新旧対照表が出ていけば、これは特にいらんんじゃないかと思ったりするんですね。重複しないように、できるだけ新旧対照表で説明してもらって、こういうのはいいんじゃないかと思います。</p> <p>それと、今日、別紙で説明してもらったんですけど、規則の一部を改正する規則というのを読み上げてもらって説明をしていただいたんですが、これって、本来だったら手持ち資料じゃないんですか。規則だから、ここで読み上げなければいけないんですかね。</p> |
| 大城教育長 | 説明ということで読み上げています。 |
| 平良委員 | むしろ、これは手持ち資料で、説明を必要なのは新旧対照表を見ながら、ここがこうなりましたよという説明が必要じゃないかと思うんですね。 |
| 教育部長 | それがわかりやすいですか。 |
| 平良委員 | そうそう。 |
| 中尾委員 | <p>ただ、ひとつですね、新旧対照表だけになると不都合があるのは、変更したときに第何条と同じとか、第何条にあたるものはとか、第何条が略されているときがあるんですよ。</p> <p>これ誰のことみたいな名前出てくるんで、その辺はちょっと考慮してもらえると、その方が絶対やりやすいとは思うんですけどね。</p> |
| 平良委員 | あった方がいいと思います。全文。今みたいに略すると・・・ |
| 教育部長 | これは僕も来たときは、新旧対照表での説明が一番いいと思っていたんですけど、資料をつけているのは、システム上、直したところだけしか新旧対照表 |

| | |
|-------|---|
| | <p>に出てこないんです。だから元が全てあって、変更のところがあればいいんですけど、変更がないところは、もう割愛されているので。</p> <p>1条を触らなければ1条は出てこないです。元の1条が見れない。そういうシステムになっている。</p> |
| 平良委員 | <p>システム上そうなっているということで、こんなややこしい資料提出の仕方になってるわけですね。</p> |
| 大城教育長 | <p>この資料に関しては、十分な資料の添付をというご要望もありましたので、それをつけているというところですよ。</p> |
| 平良委員 | <p>そうなんですか。なぜこういうふうな新旧対照表の出し方をしてるのかなって、私もすごい疑問で。省略されたりして。そういうことなんですか。なんとかできないんですか、システム。</p> |
| 教育部長 | <p>議会でも一緒ですけど、資料はつけません。</p> <p>略するところは全て略して、議員の皆さんが気になるのであれば、タブレットで元のをみてもらっている。</p> <p>そういう資料はつけてはいないです。</p> |
| 平良委員 | <p>そうなんですか。</p> |
| 大城教育長 | <p>今は、その元のものを見もらうために、こうやって、重複しますが、つけている状況です。</p> |
| 中尾委員 | <p>早めに、タブレットを。</p> <p>たまにいろんな会議では、もうこんなに横に置かれることがありますよ。</p> |
| 平良委員 | <p>なんかもったいないなど。</p> |
| 下地委員 | <p>よくわかりました。</p> |
| 大城教育 | <p>休憩します。</p> |

| | |
|-------|---|
| 大城教育長 | <p>再開します。</p> <p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> |
| 平良委員 | <p>直接は関連しないんですけど、どこかで言っていた方がいかなって思うこと がありまして、今日細竹公民館の話がありましたよね、廃止の。調べてみると、 あちらは宮古島市に何かあったときの緊急避難場所にもなっているというこ とがあって、実は宮古島市の県立学校も避難施設に指定されているんですね。 ですがいつもこの年度当初に文書が宮古島市から来て、それだけなんですよ。 何かあったときに、すぐ本当に緊急時の連携対応ができるのかっていったら非 常に疑問で、ですからこれは教育委員会に言うことではないとは思いますが、 宮古島市の方に、防災関係でしょうかね、学校施設のやっぱり実際の長が 集まって、そういう何か起こったときの、指定をされてますよって、実際の運 営が、もしあったときはこういうふうにしましょうねと、学校では実際にでき る部分はここで、ここからは市役所の方でやりますよとか、そういう何か簡単 な事前の打ち合わせみたいな話などもやる必要があるのかなとずっと思って きたんです。文書だけで終わらせている。</p> <p>だから、もしも今いろんなことがささやかれている中で、こういう危機にひん した場合に、果たして動けるのかなっていう不安があるわけです。</p> <p>ですからせめて1年に1回は集まって、意識を共有して理解をしてもらって、 少なくとも下地の準備をしておく必要があるのかなって思ってるんですね。 これをどこかできちっと。危機管理ですよ。</p> |
| 中尾委員 | <p>これ防災課なんですよ。</p> <p>防災課は実際にそれをつかさどる部分で、例えば学校とか一時避難のとき、体 育館をきれいにどかすとか、学校がやるんでしょうけど、その後の運営って いうのは、各、例えば社協とか、多分そういう避難所の運営に関しては市民課が 割り当てられていたと思うんですけど、そういう各課で、そういうふうに防災 課が司って分けてるんですね。</p> <p>実際、ボランティアセンターを社協が設置して、避難所がこうあって、避難所 の例えば、セパレートどうするとか、そういうふうなものは、割り当てられて るんですよ。</p> <p>今おっしゃったように、割り当てられたからといってすぐできるのかっていっ たら多分できる状態じゃないんで、今社協と市と、あとライオンズとか、ああ いうところで、そういう勉強会を今やっていて、これ具体的にそういうふうに</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>年に1回は実地訓練をやりましょうというような動きは今、話しています。</p> |
| 平良委員 | <p>例えば学校の方に、そういうふうに指定になってますよっていう文書が来るのはいいんですが、やっぱり学校長が集まってるところに来て、こういうふうな、もし起こった場合は学校側はここまで関わって、残りは今みたいな避難所運営になってますよとかって、そういう情報共有なども絶対必要だと思うんです。文書だけ出して、1年に1回。</p> <p>そういうのがすごく疑問で、ずっと。もうずっと疑問で、何かあったときどうするのかなっていうのが。</p> <p>どこかでこれを話せたらいいなって思っていたんですね。</p> <p>だからそこら辺やっぱり、しっかり会って、対面で話をする必要があるのかなって。</p> |
| 大城教育長 | <p>学校管理者と施設管理者と一堂に会して情報を共有して、何かあった際は、学校管理者および施設管理者はどこまで関わるのかということを確認しておきたいということですね。</p> |
| 平良委員 | <p>その後は、どこにバトンタッチしますよとかね。流れなどを共有して。</p> |
| 中尾委員 | <p>そうそう、流れですよ。役割分担ですよ。</p> |
| 大城教育長 | <p>教育委員会から出た意見として、防災の方に伝えておきますね。</p> |
| 平良委員 | <p>すごいこれ大事かなって思ってたんですよ。</p> |
| 前泊委員 | <p>きたことないな。市町村から。</p> <p>なんかいろんなのに載ってるじゃないですか。どこどこが避難場所って。それはわかるんだけど。</p> <p>今言ってること、とっても必要だと思う。</p> |
| 大城教育長 | <p>これ何か情報を持っていますか、この件について。</p> |
| 前泊委員 | <p>危機管理なんかは学校も出すんだけど。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 教育総務課 古謝補佐 | 私の知ってる限りでいいですか。 |
| 大城教育長 | 古謝補佐、お願いします。 |
| 教育総務課 古謝補佐 | 各学校の避難所に関しては、多分、防災計画等を見直す期間によると思うんですけど、だいたい学校長あてに、避難所としての指定の文章というのは、登録するっていうんですけど、登録してるかどうかなんですけど、指定しますという文書が出されているかなと思います。毎年っていうのは少し情報としては持ってないんですけど。同意書みたいな感じ。各学校だけではなくて、いろんな公民館とかそういったところが災害の避難所となっているところと違ってると思うんで、それで、この最初に指定する際に、承諾書みたいなのをもらっていたかなと。 |
| 平良委員 | それだけですんで、もうその後は何もない状況というのも考えられるわけですね。 |
| 教育総務課 古謝補佐 | そうですね。 |
| 前泊委員 | もらったことない、一度も。 |
| 平良委員 | 校長先生方は1年で変わる人もいるし、2年とか3年で、サイクルで変わってくるんですよ。だから私、毎年必要だと思うんですね。 |
| 前泊委員 | 出すときはね。 |
| 教育総務課 古謝補佐 | どういうふうに通じてるかどうかは、ちょっとやり方はそこまでは把握していないんですけど。 |
| 前泊委員 | でも、細竹公民館が指定されてるとしたら、そこも避難所になるわけだから。これどうするかっていうのも考えないといけない。 |
| 大城教育長 | 確認していただく機会を設けないといけないですね。これ意見として伝えておきます。 |

| | |
|--|--|
| | <p>ありがとうございます。</p> <p>他にありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで令和5年度第2回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p> |
| | <p>教育長 大城 裕子</p> <p>会議録署名委員 前泊 直子</p> |